

# 国保

**健診を受けましょう**  
市では、糖尿病・高血圧症・脂質異常症(高脂血症)などの生活習慣病を早期に発見し、適切な医療につなげて重症化を予防することを主な目的に、健診を実施しています。

**国保に加入されている40〜74歳までの人へ**

5月末日に特定健診の受診券を郵送します。  
届きましたら受診されるまで大切に保管してください。もし受診券が届かない場合は、市民保険課までお問い合わせください。

## 後期高齢者医療制度に加入されている人へ

受診対象になる人に、5月末日に受診券を郵送します。

**■受診券が届く人**  
平成26年3月31日に被保険者の資格を有する人で、左記の①から④に該当しない人。

**■事前申し込みが必要な人**  
平成26年4月1日以降に新たに被保険者となった人で、左記の①から④に該当しない人。希望者は市民保険課高齢者医療係までご連絡ください。

**●健診を受診できない人**  
①生活習慣病で医療機関などを受診中の(例：糖尿病、高血圧、虚血性心疾患、腎機能障害、脂肪肝、糖尿病疾患、肥満症など)  
②医療機関に6カ月以上継続して入院している人  
③介護施設等に入所している人  
④事業所で健診を受けている人  
など



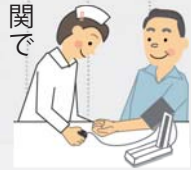
## 健診で元気 受診方法は次の三つ

**1. 集団健診**  
予約は必要ありませんので、都合のよい日にお越しください。なお、健診の日程・場所については、受診券と一覧表を同封して郵送します。

**2. 医療機関**  
個別健診のできる委託医療機関で都合のよい日に受診してください。予約が必要な場合がありますので、必ず事前に医療機関に確認をしてください。詳しくは市民保険課までお問い合わせください。

## 3. 人間ドック

次の機関で受診される人は、特定健診受診券、保険証を持参することで、特定健診分の助成金額が割引となります。市民保険課での助成の申請は必要ありません。  
JA高知病院・高知県総合保健協会・高知検診クリニック・高知リハビリテーション病院 細木病院  
【助成額】約5,700円(健診単価の改定により変動あり)  
※いずみの病院もしくは高知赤十字病院で人間ドックを受けられる場合は、受診する前に助成金の申請が必要です(後期高齢者医療の人は対象外)



**今月のチェックポイント**  
《後期高齢者医療制度に加入されている人》  
健診を受ける際の手続きが一部変わりました。

健診受診対象者の皆さんへ  
**5月末に健診受診券を郵送します**

## 年齢別の受診方法・料金など

対象年齢	健診料金	健診方法	持参するもの	問い合わせ
20〜39歳 (健康診査)	<b>無料</b>	集団健診のみ	特になし	健康対策課 ☎57-7516
40〜74歳 (特定健診)		集団健診 または 医療機関で個別健診	受診券・問診票 保険証	健康対策課 または 市民保険課
後期高齢者 医療対象者 (健康診査)		集団健診 または 医療機関で個別健診	受診券・問診票 保険証	市民保険課 ☎57-8506

※国保以外の方へ…受診券のことなどについては、加入先へお問い合わせください

福祉事務所 だより No.23

問い合わせ 福祉事務所 ☎57-8509



# 障害福祉 医療費助成制度 手当制度のご紹介

共に生き 共に支え合う まちづくりを 目指して

## 障害者福祉医療費助成制度

この制度は、重度心身障害者・中度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に保険診療の\*自己負担分を助成する制度です。  
(\*自己負担分…他の公費が使える場合は必ずそちらを使っていたり、残ったご本人自己負担分を助成します)  
現在この制度を受けられている人で、受給者証(証の色:水色・黄色)の有効期限が平成26年6月30日までとなっている人は**更新の申請が必要**です。該当者には通知します。

### 対象者

#### ▶重度心身障害者

- 身体障害者手帳の1級又は2級を取得している人
- 療育手帳のA1又はA2を取得している人
- 18歳未満の児童で、身体障害者手帳の3級又は4級を取得しており、療育手帳のB1を取得している人

#### 《所得制限》

- 65歳未満の人と、65歳以上で平成15年10月1日以前に障害となった人は、所得制限はありません
- 65歳以上で、平成15年10月1日以降、新たに障害となった人は住民税非課税世帯の人

#### ▶中度心身障害者

- 身体障害者手帳の3級を取得している人
- 療育手帳のB1又はB2を取得している人

#### 《所得制限》

- 65歳未満は世帯の総所得額が200万円以下の人
- 65歳以上は住民税非課税世帯の人

## 手当制度のご案内

### 特別障害者手当

▶精神または身体に著しい重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護が必要な20歳以上の在宅障害者に支給

### 特別児童扶養手当

▶身体または精神に障害のある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に支給

### 障害児福祉手当

▶日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給

### 高知県重度心身障害児療育手当

▶身体または精神に障害のある18歳未満の児童を自宅で養育している保護者に支給

### 香南市心身障害児福祉年金

▶20歳未満の者で、その障害が固定し、回復改善の見込みがないと認められる者の保護者に対して支給

各手当にはそれぞれに障害の程度や支給の制限等の要件があります。詳しくは福祉事務所までお問い合わせください。  
☎57-8509

